

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 9 日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された「全国自治協会町村有自動車共済業務規約の規定の範囲内で、町が当事者である和解及び損害賠償の額を定めること」について、次のとおり専決処分をする。

令和 4 年 1 月 26 日に塵芥車を後退して停車しようとする際、塵芥車の右後部と葉山町下山口 1747 番地の 48 の相手方の外壁と接触したことについて和解し、及び損害賠償の額を決定する。

- 1 相手方 町内在住者
- 2 損害賠償額 192,280 円
- 3 和解の内容 損害賠償のほか、町と相手方との間に一切の債権債務関係がないことを確認する。

令和 4 年 12 月 26 日

葉山町長 山 梨 崇 仁